

必要書類一覧 チェックシート

(提出前に□に✓を記入してご確認ください。)

申請先：静岡市都市局建築部住宅政策課 空き家対策係

所在地：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館5階

電話：054-221-1192

被相続人居住用家屋等確認申請書

様式1-1

耐震基準に適合する家屋を譲渡した場合

【注意事項】

※2名以上で相続して同時に申請を行う場合、人数分の申請書をご用意ください。

その場合、添付書類は人数分ではなく、1通をご用意いただければ結構です。

※ご提出いただいた添付書類を確認したうえで、追加で新たな添付書類が必要になる場合があります。

被相続人の住民票の除票の写し(発行された原本) ... **原則コピー不可**

【主な取得先】 各区役所戸籍住民課、支所、市民サービスコーナーなど

【注意事項】

- 要件を満たしていることが住民票の記載により確認できない場合であっても、代替書類・補完書類の提出及びヒアリング等により、確認書が交付される場合がありますのでご相談ください。

申請被相続人居住用家屋の相続人の住民票の写し(発行された原本)

... **原則コピー不可**

【主な取得先】 各区役所戸籍住民課、支所、市民サービスコーナーなど

【注意事項】

- 相続人の住民票の写しは、譲渡以降の日付で取得した住民票の写しが必要です。
- 相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しが必要です。
(注) ここでいう相続人は、実際に当該家屋及びその敷地等を取得した相続人だけでなく、土地または家屋のみ取得した相続人を含むためご注意ください。
- 相続開始の直前若しくは老人ホーム等入所の直前の住所が確認できない場合(2回以上移転している場合等)は、当該相続人の戸籍の附票の写しが必要です。

申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の売買契約書のコピー等

【主な取得先】 宅地建物取引業者など

【注意事項】

- 売買契約書は相続人と買主で締結したものがが必要です。
- 売買契約書が複数ページにわたる場合は、すべてのページの写しが必要です。
- 実際の譲渡日(引渡し日)が売買契約書に記載されている残代金受取り日以降の場合は、別途譲渡日を確認できる書類が必要です。(敷地の登記事項証明書や残代金が振り込まれた通帳のコピー等)

申請被相続人居住用家屋及びその敷地の登記事項証明書等

... **原則コピー不可**

【主な取得先】 法務局など

【注意事項】

- 家屋が未登記の場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書が必要です。
- 家屋が未登記の場合や登記事項証明書に建築年月日が記載されていない場合、家屋の建築年月日がわかる書類が必要です。(名寄帳や固定資産税課税明細書等)

□ 以下の(i)～(ii)のいずれか

(i) 電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類

… コピー可

- 【書類の例】 支払い証明書、料金請求書、領収書、お客様情報の開示請求に対する回答書、通帳の写し又はクレジットカードの利用明細（最終の料金引き落とし日が分かるもの）等
- 【主な取得先】 電力会社、ガス会社、（水道）お客様サービス課又は水道事務所
- 【注意事項】
- ・ 相続から譲渡までの間に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。
 - ・ 水道の場合は、お客様サービス課または水道事務所で「空き家譲渡所得3000万円特別控除の添付書類として水道の使用を中止した日がわかる書類が欲しい」旨を伝え、ご請求ください。また、水道の中止手続が済んでいないと発行できないため、ご注意ください。

(ii) 被相続人居住用家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であり、かつ、当該家屋は除却又は取壊しの予定があることを表示して広告していることを証する書面

… コピー可

- 【書類の例】 媒介契約を結んだ宅地建物取引業者が売買物件として広告していた際のチラシやホームページの情報等
- 【主な取得先】 宅地建物取引業者など

※以上の添付資料に加え、確定申告時にご提出いただく耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価証明書のコピーも併せてご提出ください。

【被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には以下の書類も必要】

- (i) **介護保険の被保険者証や障害福祉サービス受給者証のコピー等**
(その他要介護認定等の決定通知書、市区町村作成の要介護認定を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等)
- (ii) **老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類の確認できる書類 (入所時の契約書等)**

… コピー可

※以下のア～エのいずれに該当するか確認

- ア 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム
- イ 介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院
- ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅
- エ 障害者総合支援法に規定する障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居

【注意事項】 ・ 老人ホーム等に住民票を移していない場合は、別途施設の入所期間がわかる書類 (施設利用料の領収証や入所証明書等) が必要です。

- (iii) **以下のア～ウのいずれか**

ア 電気、水道又はガスの契約名義 (支払人) 及び使用中止日 (閉栓日、契約廃止日等) が確認できる書類 … コピー可

【注意事項】 ・ 相続開始日以降に閉栓や使用廃止をしていることをもって要件を満たしているものとします。

イ 老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 … コピー可

ウ その他要件を満たしていることを認めることができるような書類 … コピー可

※申請被相続人居住用家屋に配達された被相続人宛ての郵便物、相続後に家財道具を撤去・処分した際の請負契約書等